

令和7年度上半期精白米供給業務に関する契約書（案）

沖縄県立精和病院長 屋良一夫（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、次の条項により契約を締結する。

（品名、規格、購入単価及び納入場所）

第1条 品名、規格及び購入単価（うち、取引に係る消費税及び地方消費税〇〇〇円（以下「消費税等」という。）は、次のとおりとする。

品名	規格	単位	購入単価（消費税込）
精白米 （ ）	令和6年産米及び令和7年産米 日本国産一等米 特Aランク	1 kg	円

2 前項に規定する消費税等の額は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、購入代金に100分の8を乗じて得た額である。

3 納入場所は次のとおりとする。

沖縄県立精和病院

（契約期間）

第2条 この契約期間は、令和7年4月1日から令和7年9月30日までとする。

（納入）

第3条 乙は、第2条の契約期間中は発注があるごとに、その都度甲の指定する期日までに現品を納入するものとする。この場合、乙は、直ちに納品書をもってその旨を甲に通知するものとする。

2 納品書の金額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

（検査）

第4条 甲は、前条の通知を受けたときは、直ちに乙の職員の立ち会いのもとに検査を行う。

2 前項の検査の結果、不良品があるときは、乙は、当該物品を遅滞なく引き取り、県立病院の指定する期日までに良品を納入するものとする。この場合においては、前条及び前項の規定を準用する。

3 物品の検査に必要な費用及び検査のために変質、消耗又はき損した物の損失は、乙の負担とする。

4 検査に合格したときは、甲は現品を受領し、直ちに領収書を乙に交付する。

（代金支払）

第5条 乙は、毎月5日までに前月中に納入した分を取りまとめ、甲の確認を得て法令所定の消費税を加算しその代金の支払を請求するものとする。

2 甲は、乙からの支払請求書を受領してから30日以内に代金を支払うものとする。ただし、特別の理由がある場合はこの限りでない。

(契約内容の変更)

第6条 甲は必要があるときは納入物品の内容を変更させ、又は納入の中止をさせることができるものとする。

2 この契約締結後において、市場価格に著しい変動があった場合は、甲乙協議の上契約単価の変更を行うことができるものとする。

3 前項の場合において、契約金額を増減する必要があるときは、単価により算定し、もし、これを甲において不相当と認めるとき、又は期限を伸縮する必要があるときは、甲の相当と認めるところによるものとする。

(契約の解除等)

第7条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合には、催告なしに、この契約の一部又は全部を解除することができる。

(1) 乙がその責に帰すべき事由により、第3条第1項に掲げる納入期限若しくは猶予期限までに県立病院が発注する物品の引き渡しができないとき、又は引渡しをする見込みが明らかでないとき。

(2) 乙がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の目的を達することができないと明らかに認められたとき

(3) 食品衛生法第6条に規定する問題が発生したとき

(4) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(損害賠償)

第8条 前条の規定により契約が解除され甲に損害が生じたときは、乙は、損害賠償の責めを負う。

2 前条の解除により乙に生じた損害については、甲はその責めを負わない。

(費用の負担)

第9条 この契約の締結に要する費用及び現品納入に至るまでに必要なすべての費用は、乙の負担とする。

(協議)

第10条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上定めるものとする。

(契約保証金)

第11条 乙は、契約保証金として委託代金の100分の10を乗じて得た額を納付しなければならない。(ただし、乙が沖縄県病院事業局財務規程第133条第2項のいずれかの号の規定に該当する場合は、契約保証金はその全部又は一部免除とする。)

(履行遅延違約金)

第12条 乙は、納入期限までに県立病院の注文した品の納品を終了しないときは、違約金を遅滞日数に応じ、未済部分の金額に対し沖縄県財務規則(昭和47年5月15日規則第12号)第109条第1項に規定する割合で計算した額の違約金を甲に納付しなければならない。

(天災地変等)

第13条 乙は、天災地変その他やむを得ない理由により納入期限までに物品を納入することができないときは、その理由を詳記して期限を延長することができる。

2 前項の願出は、納入期限までにしなければならない。

3 甲は、第1項の願出が正当と認めるときは、これを承認し、第12条の違約金を免除することができる。

(再委託禁止)

第14条 乙は、この契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。ただし、信用保証協会又は中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

(紛争解決の方法)

第15条 この契約に関する一切の紛争に関しては、那覇地方裁判所を管轄裁判所とする。

この契約の締結を証するため本契約書を2通作成し双方記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住所 沖縄県島尻郡南風原町字新川260
氏名 沖縄県立精和病院
院長 屋良 一夫 印

乙 住所
氏名 印